

## 平成24年4月1日改正の加算等の届出手続きについて

### 1 受付窓口

	高齢福祉課	尾張福祉相談センター 地域福祉課	西三河福祉相談センター 地域福祉課	東三河福祉相談センター 地域福祉課
受付・相談窓口	愛知県庁西庁舎2階 [電話]052-954-6289 [FAX]052-954-6919 [E-mail] korei@pref.aichi.lg.jp 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	愛知県三の丸庁舎7階 [電話]052-961-1423 [FAX]052-961-7288 [E-mail] owari-fukushi@pref.aichi.lg.jp 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1	愛知県西三河総合庁舎9階 [電話]0564-27-2737 [FAX]0564-27-2816 [E-mail] nishimikawa-fukushi@pref.aichi.lg.jp 〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4	愛知県東三河総合庁舎2階 [電話]0532-54-5111(223) [FAX]0532-54-5136 [E-mail] higashimikawa-fukushi@pref.aichi.lg.jp 〒440-0806 豊橋市八町通5-4
サービスの種類	施設サービス、 短期入所生活介護(空床型)、 短期入所療養介護(みなし)	訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、通所介護、通所リハ、短期入所生活介護(単独型、併設型)、 短期入所療養介護(一般指定)、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、 居宅介護支援		
所管地区	県内全域	名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

(注) 所管区域は上記のとおりですが、平成24年4月1日から指定監督権限が政令市・中核市に移譲されることから、**名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市に所在する事業所の窓口は、4月1日以降、それぞれの市となりますので、ご注意ください。**

### 2 4月1日改正(適用)分の加算(減算)届及び変更届の取扱い

#### (1) 届出が必要な加算、減算、変更事由

[別紙のとおり](#)

#### (2) 提出方法、提出先

居宅サービス(介護予防を含む)、居宅介護支援は「郵送」で所管の福祉相談センターへ。

施設サービスは「郵送」で高齢福祉課へ。

封筒には「**制度改正書類在中**」と**朱書き**してください。

#### (3) 提出期限

[別紙](#)記載の提出期限(必着)。

サービスの種類		加算(減算)届の提出期限
居宅	訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、通所介護、通所リハ、福祉用具貸与、居宅介護支援 <b>※介護予防サービスを含む</b>	3月23日(金)
	短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護 <b>※介護予防サービスを含む</b>	3月30日(金)
施設	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設	3月30日(金)

#### (4) 届出書類

[届出様式](#)はこちらです。

[変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧](#)を参考にしてください。

#### (5) 留意事項

- ・「[介護給付費算定に係る体制等に関する届出書](#)」の右上に①担当者氏名、②電話、③FAX番号の記載欄をつくりましたので必ず記載してください。
- ・県では届いた書類の内容を審査し、受理した場合は、受付印(愛知県又は各福祉相談センター)を「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」に押印し、ファクシミリで返送します。

<名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市（4市）に所在する事業所についての留意事項>

- ・ 3月30日（金）までに届いた書類が県で受理できなかった場合は、県では4月2日（月）以降に4市に書類を引き継ぎ、4市で書類審査をしていただくこととなります。（県からのファクシミリが3月末までに届かない事業所は、4市に書類が引き継がれます。）
- ・ 4月以降の書類の提出先及び問合せ先は各市になりますので、ご注意ください。

※4市担当窓口は次のとおりとなりますが、**3月中の問い合わせは県にお願いします。**

市名	担当窓口	電話番号	住所
名古屋市	介護指導課	052-972-2539	〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1
豊橋市	長寿介護課介護保険給付グループ	0532-51-3130	〒440-8501 豊橋市今橋町 1
岡崎市	長寿課介護給付班	0564-23-6682	〒444-8601 岡崎市十王町 2-9
豊田市	高齢福祉課介護保険担当施設指導グループ	0565-34-6634	〒471-8501 豊田市西町 3-60

3 介護職員処遇改善加算（4月1日適用分）の届出手続きについて

[届出手続き](#)はこちらです。

4 4月1日改正以外の通常の加算届の取扱い

年度が変わる際に、**特定事業所加算（訪問介護）**や**サービス提供体制強化加算（訪問入浴介護等）**、**通所介護・通所リハの事業所規模区分**について変更がある事業所は加算届の提出が必要となりますが、**2の4月1日改正分**に伴う届出と同時に行ってください。

[届出様式](#)はこちらです。

なお、一部の届出様式中、届出期限の記載が3月15日となっていますが、3月23日（金）（必着）とします。

5 特定事業所集中減算届出書（居宅介護支援）の取扱い

該当事業所は、後期分（判定期間：平成23年9月1日から平成24年2月29日まで）の届出を**3月15日（木）**までに所管の福祉相談センターに提出（**窓口へ持参**）してください。

[届出様式](#)はこちらです。

6 問い合わせについて

(1) 方法

原則、高齢福祉課へメール [korei@pref.aichi.lg.jp] で問い合わせをしてください。メールの件名には、必ず **[報酬改定の質問]** と記載してください。メールの使用ができない場合は、ファクシミリ [052-954-6919] をお願いします。（県内の事業所からの質問のみ受け付けます。）

(2) 様式

任意様式をお願いします。ただし、①事業所名、②サービス種類、③事業所番号、④連絡先（担当者氏名、電話番号等）を必ず記載してください。質問の内容は、「今回の法改正、介護報酬改定に関するもの」に限定してください。

(3) 回答

個別に回答はいたしません。

回答は[高齢福祉課のホームページ](#)に随時掲載します。なお、質問内容によっては、国への照会等により対応します。掲載には相当時間がかかる場合がありますことをあらかじめ御承知おきください。

**【重要】**

※届出様式について、今回の改正を機会に、全ての様式番号を変更しましたので、今後の届出に当たっては[新しい様式](#)を使用してください。

※今回の4月1日改正に伴う届出については、今後、国の動向等により変更することもありますので、御了承ください。

※加算等の届出手続きの詳細は、愛知県高齢福祉課のホームページで御案内しておりますので、必ず御確認をお願いします。また、今後、必要な情報は随時ホームページに掲載しますので、適時御確認をお願いします。